

豊平区民の要求を実現する連絡会2021年要望書 回答

整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課	
1. 新型コロナウイルス感染症に関連する要望					
(1) ワクチン接種の予約					
1	1	(1) ①	<p>ワクチン接種が始まった当初は、予約が殺到して何度も電話をするなどの対応を強いられました。3回目以降の接種では、年代や居住地などで分けするなど、スムーズに予約できるよう工夫して欲しい。</p>	<p>3回目接種の実施にあたり、市ホームページにかかりつけ患者以外を受け入れる医療機関の予約受付情報や地図を掲載するなど、必要な情報を分かりやすく提供できるよう改善を図ってまいりました。</p> <p>また、3回目の接種日は2回目接種から概ね8か月以上経過後となるため、いつ・どのくらいの方が接種時期を迎えるか予測ができることから、医療機関と集団接種会場を合わせて必要な接種体制を確保することで、これまで以上にスムーズに予約ができる環境整備に努めてまいります。</p>	保健福祉局 保健所 医療対策室 調整担当課
(2) 小中学校における感染防止対策					
2	1	(2) ①	<p>小中学校における感染防止対策として、密接、密集を避けるため、少人数学級(20人学級)を早期に実現していただきたい。</p>	<p>少人数学級は、感染症対策はもとより、児童生徒に対し、きめ細かな指導を行う上で有効であると考えており、子どもたちの健やかな学びのため、一層、少人数教育の充実を図ってまいります。</p>	教育委員会 学校教育部 教職員課
(3) 検査体制					
3	1	(3) ①	<p>公費によるPCR検査数を増やし、感染の疑いが生じた場合には、だれでも速やかに検査を受けられるようにしていただきたい。</p> <p>特に、子どもが感染しても、無症状で家族に感染が拡大するケースも増えているので、ワクチン接種を受けられない子どもや、子どもたちに接する学校、保育所、学童保育の職員については希望すればいつでも検査を受けられるようにしていただきたい。</p>	<p>札幌市では、医師が感染を疑った場合に加え、陽性者の濃厚接触者や、集団生活の場でクラスター発生のおそれがある場合は、症状の有無にかかわらず検査を受けられる体制を整備しております。</p>	保健福祉局 保健所 医療対策室 業務調整課

(4)入院治療体制						
4	1	(4)	①	<p>感染が拡大した場合には臨時の入院施設を設けるなどの体制を整備し、医療を受けられないで入院待機中に亡くなるというようなことがないようにしていただきたい。</p>	<p>入院治療が必要となった患者を一時的に受け入れる入院待機施設については、現時点で市内に2か所整備しています。当該施設では、酸素投与や点滴などの処置が可能であることに加え、CTや血液検査も可能であることから、患者の重症化防止に寄与する機能を備えています。引き続き、市内の感染状況を見極めながら、当該施設の適切な運営を図ってまいります。</p>	<p>保健福祉局 保健所 医療対策室 医療提供体制構築課</p>
(5)営業を守る対策						
5	1	(5)	①	<p>減収が5割までいかないで持続化給付金などの支援を受けられない事業者についても支援を行っていただきたい。自粛が長期化し、3割4割の減収でも小規模の個人経営事業者にとっては経営を続けていけない痛手となっている。</p>	<p>感染症拡大及び長期にわたる営業自粛等により、影響を受けている市民及び事業者に対する補償は、国の責任のもと実施すべきと考えており、支援の充実について適宜、国へ要望を行っております。</p> <p>また、事業継続を支援するため、30～50%の売上減少となった事業者を対象に道特別支援金(北海道)及び経営持続化支援一時金(札幌市)を支給したほか、融資制度の拡充等により資金繰りを支援するとともに、「事業者向けワンストップ相談窓口」において、きめ細やかな相談対応を行っております。</p>	<p>経済観光局 産業振興部 経済企画課 (商業・経営支援担当課)</p>

2. 暮らしと社会保障						
(1) 子育て、教育						
6	2	(1)	①	<p>今年度から小学6年生まで、通院を含めた子どもの医療費無料化がなされましたが、中学卒業までの医療費無料化が全国の流れです。すみやかに子どもの医療費無料化を中学卒業まで拡大してください。</p>	<p>子ども医療費助成につきましては、令和3年4月から通院の対象を3学年拡大し、小学6年生までとしたところです。 今後の制度のあり方につきましては、将来にわたって持続可能かどうか財政的な裏付けが欠かせないことから、次期中期計画の策定などの際に、子ども・子育て施策をはじめとする全体的な政策や財政状況等を総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。</p>	保健福祉局 保険医療部 保険企画課
7	2	(1)	②	<p>小規模保育所は増えていますが、ビルの一室などが多く、園庭もありません。市有地等を活用し、0才から就学まで、安心してあずけられる認可保育所の増設を促進してください。</p>	<p>保育サービスの供給に当たっては、保護者の保育に対する多様なニーズに応えるため、幼稚園の認定こども園への移行や認可保育所・小規模保育事業所の新設等、様々な手法によって計画的に進めているところです。 なお、豊平区では、令和3年度から4年度にかけて、幼保連携型認定こども園の新規整備で90人分、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行で75人分、合わせて165人分の保育定員の拡大を行う予定です。 また、賃貸物件による整備等については、敷地内に園庭を設置することが特に困難である場合に限り、国の通知を踏まえて、移動に当たっての安全確保など一定の要件のもとで園庭に代わる場所として都市公園の利用を認めております。</p>	子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課
8	2	(1)	③	<p>小学生までのインフルエンザ予防接種への援助をしてください。12歳未満の子どもは新型コロナの予防接種が受けられないので、コロナ対策としても必要であり、援助をお願いします。</p>	<p>札幌市では、予防接種法に基づき、インフルエンザの予防接種対象者である65歳以上の方及び、特例として60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害等級1級又はそれに準ずる障がい有する方に対し、定期予防接種を受けていただいております。それ以外の年齢の方が接種するインフルエンザの予防接種は、予防接種法の定期接種に該当しておらず、接種は任意となっております。 現在のところ定期予防接種以外の任意の予防接種については、おたふくかぜワクチンの一部助成のみ行っておりますが、今後については、他自治体の状況や、定期接種化など国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	保健福祉局 保健所 感染症総合対策課

(2) 介護、高齢者対策						
9	2	(2)	①	<p>コロナ禍のもと、介護職員の方々は通常の介護業務に加え、感染防止のための業務も加わり業務が増えています。介護職員の待遇を改善し、離職者が出ないよう対策を講じてください。特に新型コロナのもとで、介護事業所も経営難に陥っており、支援をお願いします。</p>	<p>札幌市では、介護職員の待遇改善及びその離職防止につなげていくため、労働環境づくりや業務に役立つ研修を実施しており、毎年研修項目の見直しを図ることで、事業者のニーズに沿ったものとするに努めています。また、介護職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、資格・能力・経験等に応じた賃金制度の導入等を支援するため、人材マネジメント等に関する専門家(社会保険労務士)による介護事業所への訪問相談を実施しております。</p> <p>さらに、国に対しても、介護人材の確保や離職防止など職員の定着に結びつく対策を講じるよう、他都市とも連携して要望しているところです。</p> <p>なお、利用者や職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合や、濃厚接触者に対応した介護施設等に対しては、サービスの継続を目的として、国の補助金を活用するうえ、通常のサービス提供時には想定されないかかり増し経費に対する補助金を交付しております。</p>	<p>保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課</p>
10	2	(2)	②	<p>待機者数に見合うよう、特別養護老人ホームをつくってください。</p>	<p>札幌市では、高齢者人口の推移や介護保険料に与える影響等を踏まえながら計画的に特別養護老人ホームの整備を行っており、2021年度からの3年間は「札幌市高齢者支援計画2021」に基づき、高齢者施設等の充実を図っています。</p> <p>特別養護老人ホームについては、待機者の動向等を踏まえて整備数を設定しており、2021～2023年度の3年間で新たに600人分の特別養護老人ホームの整備を計画しており、2021年11月現在、180人分が着工しているところです。</p>	<p>保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課</p>
11	2	(2)	③	<p>補聴器購入に対する助成をお願いします。良く聞こえる補聴器は高価で、こまめな調整が必要です。北見市を始め東京の9区など助成を行う自治体が増えています。</p> <p>補聴器の調整ができる技術者、場所(病院、店舗等)の確保、調整にかかる経費への助成もお願いしたい。</p>	<p>聴覚障がい者等に対する支援が、国の補助制度により実施されていることを鑑みますと、高齢者の補聴器購入への支援についても、国が検討すべきものと認識しており、他都市と連携して国に対して要望しているところです。</p> <p>国は、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」を開始しており、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	<p>保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課</p>

(3) 国民健康保険						
12	2	(3)	①	国民健康保険料を引き下げてください。ここ20年間で加入世帯の平均所得は半減していますが、平均保険料は15万円に設定され、重い負担となっています。	平成30年度から、国民健康保険の制度見直しにより、都道府県が国民健康保険の財政運営を担っております。 北海道では全道の医療費を推計したうえで、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて、市町村が負担すべき納付金の額を算定し、各市町村では、この納付金の額をもとに保険料を決定しております。 札幌市としては、加入者の負担軽減のために、国に対しさらなる財政支援の拡充を要望してまいります。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)
13	2	(3)	②	子どもが増えると保険料が上がる均等割(人数割り)を廃止してください。	国民健康保険料は法令に基づき算定しており、均等割は法令の定めにより、賦課することが求められております。 また、令和4年度からは、未就学児にかかる均等割の2分の1を減額する制度が導入されることになっており、更なる拡充について、引き続き国に対して要望してまいります。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)
14	2	(3)	③	滞納者への行き過ぎた差し押さえはやめてください。	保険料を納期限までに納付いただけない場合は、文書送付や電話連絡によって納付を督促しております。それでも納付いただけない場合は、財産調査を行うこととなりますが、経済的理由等により保険料の納付が困難との申出があった世帯については、滞納に至った原因に関し、加入世帯個々の事情を丁寧に聞き取り、滞納の解消に向けた助言などを行っております。 しかし、収入や財産状況について十分に調査をした結果、納付する資力があながた滞納保険料を納付いただけない場合は、法令に基づき滞納処分を行うこととしております。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)
15	2	(3)	④	納付相談に丁寧に対応し、資格証の発行をやめてください。	経済的理由等により保険料の納付が困難との申出があった世帯については、滞納に至った原因に関し、加入世帯個々の事情を丁寧に聞き取り、滞納の解消に向けた助言などを行っております。 資格証明書については、国民健康保険法で、1年以上滞納している世帯に対し交付するものとされておりますが、災害や病気、事業の廃止などの特別な事情により納付困難な世帯や18歳未満の子どもについては交付対象から除くものとされており、札幌市は法に則った対応を行っております。 なお、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、折衝機会を極力抑制するため、令和2年3月から当面の期間、資格証の新規交付は行わないこととしております。ただし、資格証明書の解除要件については法に定められており、国からも特段の指示がないことから、一律に解除することはできないため、これまで資格証明書を交付した世帯のうち、法に定める解除要件に該当しないものは、資格証明書の更新を行っております。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)

(4) 低所得者の生活支援						
16	2	(4)	①	<p>新型コロナの影響で、職を失うなど生活が苦しくなっています。これ以上、生活保護費の削減を行わないでください。</p>	<p>生活保護基準は、国がその責任において定めるものであり、基準の具体的内容については、国の社会保障審議会生活保護基準部会での審議等を踏まえ、客観的な検証に基づき定められるべきものと認識しております。</p> <p>なお、新型コロナは生活・経済面に及ぼす影響が大きいものと認識しております。札幌市は、今後も生活にお困りの方が適切に生活保護を受けられるよう努めてまいります。</p>	保健福祉局 総務部 保護自立支援課
17	2	(4)	②	<p>生活保護費からの預貯金を収入認定し、保護の停・廃止をしないこと。また受給者への丁寧な指導を行う事。</p>	<p>生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金については、厚生労働省の通知に従い、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行っているものです。</p> <p>今後も生活保護受給者には、適時生活保護上の預貯金の取扱いを説明の上、必要に応じて生活の維持向上の観点から預貯金の計画的な支出について助言指導を行うなど、丁寧な指導に努めてまいります。</p>	保健福祉局 総務部 保護自立支援課
18	2	(4)	③	<p>昨年に比べ灯油が大幅に値上がりしています。低所得者への冬期の灯油支援(福祉灯油)の実施をお願いします。</p>	<p>福祉灯油については、市民の冬の暮らしが厳しいことは十分理解しておりますが、給付に当たっては多額の経費を要するため、現段階では、実施は考えておりません。今後も灯油価格の動向については、注意深く見守っていきたくと考えております。</p>	保健福祉局 総務部 総務課
19	2	(4)	④	<p>「生活保護の申請は国民の権利です。」のポスターを公民館、図書館、地下鉄などにも張り出して欲しい。</p>	<p>公民館、図書館、地下鉄などへのポスター掲出については、場所の確保等、相手方のご厚意によるところが大きく、これから個別にご協力をお願いし、生活保護制度へのご理解を得ていくことを考えますと、少し時間を要してしまうのではないかと考えております。</p> <p>したがって、今後の更なる周知といたしましては、これまでもチラシの配布などでご協力をいただいている電気、ガスなどのライフライン事業者にも、ポスターについても事業所内に掲出していただくようお願いしてまいります。</p>	保健福祉局 総務部 保護自立支援課
(5) 市営住宅、住宅支援						
20	2	(5)	①	<p>年数が経過した市営住宅の建て替えの促進。豊平区内の市営住宅の建て替え計画で決まっているものがあればその概要を教えてください。</p>	<p>年数が経過した市営住宅への対応については、それぞれの住棟の状況を総合的に評価したうえで、建替えと改修を適切に選択することにより、事業量の平準化を図りつつ、国費を活用し、計画的に進めているところです。なお、豊平区内の市営住宅の建て替え計画については、現時点で決まっているものではありません。</p>	都市局 市街地整備部 住宅課
21	2	(5)	②	<p>民間のサービス付高齢者住宅は増えていますが、入居費が高く、低年金生活者は入れません。介護施設などとタイアップした、高齢者向けの公営住宅を設けている自治体もありますが、札幌市としてこの様な構想はありませんか。</p>	<p>本市に登録されているサービス付き高齢者向け住宅は、約12,900戸ありますが、家賃や提供サービスも多岐に渡るため、今後も情報提供に努めてまいります。なお、介護施設などとタイアップした、高齢者向けの市営住宅を整備する構想等は、現時点ではありません。</p> <p>高齢者や低所得者等の居住の安定確保に向けては、札幌市居住支援協議会の活動を通して、各種生活支援サービス等を活用しながら民間賃貸住宅への入居促進を図っているところです。</p>	都市局 市街地整備部 住宅課
22	2	(5)	③	<p>市営住宅にオイルサーバーを設置して下さい。高齢者にとって石油タンクを運ぶのは大変です。</p>	<p>既存の市営住宅へのオイルサーバーの設置については、多額の費用を要すること、設置スペース等の問題から設置は厳しい状況です。</p>	都市局 市街地整備部 住宅課

3. 安心・安全のまちづくり						
(1) エネルギー政策、気候変動						
23	3	(1)	①	地球温暖化による気候変動を回避するため二酸化炭素の削減は差し迫った課題です。札幌市における二酸化炭素の排出の半分は電力が占めることから、再生可能エネルギーによる電力に切り替えていくことが必要と思われませんが、市内の発電施設は限られており政策的にどのような対策をとっていくのか。	大都市でも普及しやすい住宅・建築物等への太陽光発電の設置、市有施設や未利用地の市有地への太陽光発電設備の導入などを進めていくほか、道内他地域の再生可能エネルギーの利活用も積極的に進めてまいります。	環境局 環境都市推進部 環境政策課
24	3	(1)	②	市の温室効果ガス2030年目標達成には市民の協力も必要と思われませんが、今後どのような啓発を行っていくか。	今後、国では、製品・サービスのCO2排出量の見える化やグリーンライフポイント制度などの新たな仕組みを導入するなど、脱炭素型ライフスタイルへの転換を強力に進める予定であることから、札幌市としても、国の取組と連携しながら、様々な機会・メディアを活用して、効果的な普及啓発を展開していきます。 また、多種多様な事業・イベントとタイアップして、これまで気候変動問題に触れる機会の少なかった方々の関心も惹きつけることができるような啓発事業を展開するほか、ワークショップ等を通じて、気候変動問題に強い関心を持ち、自ら行動・実践に取り組むことができる若い人材の育成にも力を注いでまいります。	環境局 環境都市推進部 環境政策課
25	3	(1)	③	札幌市として泊原発再稼働に反対を表明すること。将来に渡って電力を原子力発電に依存しない姿勢を堅持すること。	泊原発の再稼働については、原子力規制委員会の審査が現在も継続中であり、今後も引き続きその経過や動向を注視し、対応について適正に検討してまいりたいと考えております。 札幌市は、原発に依存しない社会の実現を目指して、省エネや再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでおり、これまで学校等の市有施設への再生可能エネルギーの導入や、再エネ・省エネ機器を導入する市民の皆様に導入費用の一部を補助するなど、再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいりました。 今後も、引続き再生可能エネルギーの導入拡大に向け積極的に取り組んでまいります。	危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 (計画・原子力災害対策担当課) 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課
26	3	(1)	④	神恵内村、寿都町の「核のゴミ」最終処分場選定にかかる調査に反対し、北海道を「核のゴミ捨て場」にしないこと。	平成12年(2000年)に北海道が定めた条例「北海道における特定廃棄物に関する条例」では、「特定廃棄物の持ち込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言する。」と明記されており、札幌市をはじめ道内の自治体はこの条例を遵守する立場にあるものと認識しております。	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

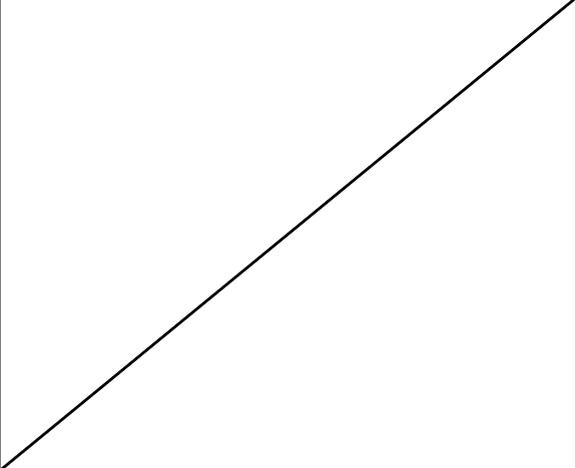
(2) 市営住宅跡地の活用						
27	3	(2)	①	<p>市営住宅月寒F9, 10号棟の跡地は売却しないで、地域住民の要望に応じた活用を求めます。 具体的に以下のような活用を望みます。</p> <p>ア) 月寒F団地9,10号棟跡地については、避難所を兼ねた集会室を設けていただきたい。 理由: 今後、避難所についても3密をさけることが求められることから、さらに多くの避難所が必要となる。現在、サークルや組織の集まりを月寒公民館で行っているが、ふさがっていることが多いので、集会室が欲しい。</p> <p>イ) 市営住宅入居希望者に対して市営住宅が圧倒的に少ないので、市営住宅を建設する。</p> <p>ウ) 特別養護老人ホームなどの高齢者施設や、高齢者向け市営住宅の建設にあてていただきたい。</p>	<p>月寒F9・10号棟は令和4年度に解体する予定です。当該地の利活用方法については現在のところ未定ですが、市営住宅や集会所の建設については予定はありません。 行政用途を廃止した土地については、他部局に土地情報を提供し、まずはまちづくりに最大限生かせる活用策を検討します。 その結果、札幌市が活用する必要のない土地(事実上売却が困難なものは除く)については、売却及び貸付を検討することになります。</p>	<p>都市局 市街地整備部 住宅課</p>
(3) 公共交通利用						
28	3	(3)	①	<p>敬老パス制度を切り下げないこと。</p>	<p>敬老優待乗車証の対象者となる方の人口が年々増加しており、今後もこの増加は続くことが予想されます。これに伴い、事業費も増加傾向が続く見込みであり、限られた財源の中で本制度を維持していくためにも、制度の持続可能性という観点から、今後の在り方について幅広く検討することとしております。</p>	<p>保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課</p>
29	3	(3)	②	<p>足が悪くバスに乗り降りできないため敬老バスが使えない者に対し、敬老バスに代わるタクシー利用の補助制度を設けてください。</p>	<p>敬老優待乗車証制度については、生活や身体状況など個々の事情に関わらず、外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実を図ることを目的として、札幌市内にお住まいの70歳以上の方に札幌市内の地下鉄、路面電車、民間バスで利用することが可能な乗車証を交付する制度となっております。 令和3年10月1日現在の70歳以上の方は417,383人にのぼり、多くの方にご利用いただいております。 70歳以上の人口は年々増加している状況であり、今後もこの増加は続くことが予想されるため、それに伴って事業費も増加傾向が続く見込みです。 そのような状況の中で、敬老優待乗車証でタクシーを利用可能とすることは、限られた財源の中で制度を運営していく観点からも、実現は困難であると考えております。</p>	<p>保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課</p>

(4) 道路・歩道の整備						
30	3	(4)	①	<p>必要性の低い都心アクセス道路の建設はやめ、それにかかる経費は新型コロナ対策や生活道路の補修、老朽化した施設の改修等にまわすようにしてください。</p>	<p>都心アクセス道路は、道内の各地域や空港・港湾と都心部のアクセス性を強化し、全道の広域交通ネットワークの形成を目指すもので、物流の安定性向上や高次医療施設への速達性向上など、札幌市・北海道の強靱化に資する取組として、令和3年度に国が新規事業として着手したところです。</p> <p>公共施設等の老朽化対策については、予防保全的管理を基本として、ライフサイクルコストが最小となるよう、必要なサービス水準を確保しつつ効率的な維持管理・更新を実施していきます。</p>	<p>まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課</p>
31	3	(4)	②	<p>月寒東5条19丁目、吉田川が暗渠となる上のガードレールが壊れたままです。歩行者や子どもが怪我をする危険性があるので、補修をお願いします。</p>	<p>ご指摘いただいた箇所について、現地確認において早急な補修が必要と判断されたため補修を行いました。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>

(5) 公園等の整備						
32	3	(5)	①	<p>西岡1条3丁目、木の実公園：</p> <p>ア) 北側のドイツウヒが電線より高く伸び電線に引っかかっています。強風などで木が電線に倒れ停電の誘因になります。電線より低く切り縮めてください。また、カラスの巣ともなっているので、枝を払っていただきたい。</p> <p>イ) 垣根(サワラと思われる)の一部が高すぎて公園の中の様子が見えませんが、防犯上良くないので、低く刈り込むなり、下部の枝を払うなど見通しをよくしてください。</p> <p>ウ) 公園のベンチが壊れ危険のテープが巻かれているが、早急に更新して欲しい。</p>	<p>ア) 樹木が強風で倒れることがないように樹木の健全性を確認すると共に電線に枝が接する場合は、北海道電力に点検を依頼するなど適切な樹木管理に努めます。また、来年以降になります。ドイツウヒを間引く作業を予定しています。</p> <p>イ) 生垣については、公園を見渡せる程度の高さに刈り込むことを検討いたします。</p> <p>ウ) ベンチについては、10月7日に補修を行っております。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
33	3	(5)	②	<p>月寒東2条16丁目すずらん公園： ベンチが壊れ危険のテープが巻かれているが、早急に更新して欲しい。</p>	<p>ベンチについては、11月中旬にまでに損傷した板の交換を行う予定です。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
34	3	(5)	③	<p>西岡1条11丁目、めぐみ公園： 砂場のラクダのペンキがはげているので塗装して欲しい。</p>	<p>砂場のラクダについては、設置から相当の年数が経過しており、コンクリートの劣化も進んでいる状況から撤去を含めた検討を行っております。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
35	3	(5)	④	<p>天神山緑地の藤について、藤見のシーズンになると散策の人が多くなり、密になる。混み合う時期だけでもロープを外すなどして、歩ける範囲を広げて欲しい。</p>	<p>天神山緑地の天神藤は、樹齢200年を超える老木で幹の腐朽や枝の枯れが生じるなど生育の活力が低下している状況です。このため根の周りの土壌の踏み固まるのを防ぐため立ち入り禁止としていますので、ご理解頂きますようお願いいたします。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
36	3	(5)	⑤	<p>コロナ禍のもと、風通しの良い公園のあずま屋で囲碁を楽しむ姿も見られます。現在あるあずま屋を2倍程度に長くし、長テーブルを設けるなどして、囲碁や数人が談笑できるような場にできないか。(たとえば月寒東3-19の吉田川公園、北野通り脇のあずま屋)</p>	<p>公園施設の見直しについては、老朽化した公園の再整備により進めているところです。その際には、地域住人の皆様からご意見をいただき公園施設に反映させてまいります。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
37	3	(5)	⑥	<p>美園12条8丁目、月寒公園脇にゴミステーションを設けているが、公園の木が覆い被さり雪や雨が落ちるので、ゴミステーションの回りの枝を払っていただけませんか。</p>	<p>道路の通行に支障となる枝については、月寒公園を管理する指定管理者により枝払いを行う予定です。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>

(6) 公園トイレ						
38	3	(6)	①	天神山緑地のトイレ(2基)の女子トイレに洋式を設置して欲しい。	公園トイレの洋式化は、老朽化に伴う建替えの機会などに進めております。 本公園のトイレは平成元年及び平成4年に設置されており、建物本体の耐用年数がまだあることから費用対効果を踏まえ更新や改築の対象とは考えておりません。	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課
39	3	(6)	②	福住ふれあい公園に洋式トイレを。	公園トイレの洋式化は、老朽化に伴う建替えの機会などに進めております。 本公園のトイレは昭和61年に設置されており、建物本体の耐用年数がまだあることから費用対効果を踏まえ更新や改築の対象とは考えておりません。	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課
40	3	(6)	③	豊平公園内の洋式トイレ(女性、障がい者用)の電灯が暗い。中に入って閉めると明るくなるようにして欲しい。	豊平公園内のトイレの電灯につきましては、これまで節電のため蛍光灯の本数を減らしてはいましたが、この度、明るくするようご要望をいただきましたので、蛍光灯の本数を通常の本数に戻し、これまでよりも明るい状態にいたします。	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課
(7) カラス対策						
41	3	(7)	①	カラスの子育て期には人が襲われる被害が出ています。市としてのカラス対策の方針をお聞かせください。	例年、カラスの繁殖期においては、親ガラスは子ガラスを守るためにとても神経質になり、巣に近づく人に対して威嚇する行動をとることや、個体によっては後頭部を蹴ることもございますが、子ガラスが巣立った後にはそれらも収まると言われております。 本市では、カラスに威嚇された際の対応については、被害予防として、巣の近くを通らない、帽子をかぶる、傘を差す、腕をまっすぐに上げるなどの自衛策についても啓発しているところです。 なお、カラスを含む野生鳥獣の捕獲は鳥獣保護管理法によって規制されており、飛翔可能なカラスの成鳥を捕獲することは、技術的にも困難ですが、巣立ち時期に子ガラスが地面等に留まっていて、親ガラスの威嚇が激しい際は、子ガラスの捕獲を行う場合もあります。	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

(8) 除排雪					
42	3	(8)	① 除雪パートナーシップの町内会負担をなくしてください。	<p>パートナーシップ排雪制度は、生活道路の排雪を望む地域と市・除排雪事業者が協働で取り組む制度として、広く定着しております。</p> <p>現在、この制度は、市内の約7割の道路で利用されておりますが、仮に、市が費用を全額負担して実施した場合は、残り約3割の道路も含めて生活道路の排雪は全て市が行うこととなりますので、費用面だけでなく、除雪機械や人員、雪堆積場の確保など、体制面での課題も多いことから、現状では難しいものと考えております。</p> <p>一方で、近年の建設需要の高まりや労働者の労働環境改善などの影響により、国が策定する人件費や機械経費の上昇が続いており、地域支払額も増額していることから、地域の財政状況が逼迫していることも認識しております。</p> <p>このような状況から、地域の費用負担を軽減するため、運び出す雪の量を抑えることで費用負担を従来方式の7割程度に軽減する取組を平成29年度より実施しているところです。</p> <p>この制度では、従来方式か雪を多く残し費用負担を軽減する方式かを選択できる運用を進めておりますので、地域の実情に応じて選択していただきたいと考えております。</p>	建設局 雪対策室 事業課
43	3	(8)	② 月寒東1,2条18丁目と19丁目間の道路(36号線脇のローソンから北野通ツルハまで)、小中学生の通学路ともなっているが冬期は歩道が除雪した雪でふさがれる。冬期も歩道を確保できないか。(この項以前にも要請)	<p>歩道除雪は、幅員が2m以上あること、また除雪した雪を置くスペースがあることを目安に行っています。</p> <p>しかし、目安となる幅員があっても、歩道を開けることにより、歩道と車道の間に雪を堆積することになるため、車道幅が狭くなることから、車両の走行スペースが極端に狭くなり、緊急車両が通行できないような路線については、歩道除雪を行えない場合があります。</p> <p>そのような路線は、状況に応じて、車道端の雪を道路脇に積み上げる拡幅除雪を行うことで、歩行スペースを確保しています。</p> <p>なお、冬期間はどこの道路においても道路の両側に雪山ができて、その雪山をなくすることはできないことから、子どもたちには雪山に上がらないよう各家庭並びに学校での指導、地域の方からの声掛けにより注意喚起をお願いしているところです。</p>	豊平区 土木部 維持管理課
44	3	(8)	③ 月寒東1条14丁目と15丁目間の道路(36号線脇の洋服の青山から2条線まで)マンションの陰になって、道路、歩道が凍り歩きにくい。地下鉄福住駅への通勤路ともなっており対策はないか。	<p>ご要望いただいた路線については、適宜パトロールを行い、道路状況に応じた適切な道路管理に努めてまいります。</p>	豊平区 土木部 維持管理課
(9) 受動喫煙防止対策					
45	3	(9)	① 北海道受動喫煙防止条例に則り、受動喫煙を生じさせないよう、コンビニ前の灰皿撤去や、公道・公園での喫煙の禁止ができないか。法的に難しいとしても、こうした方向に誘導する何らかの方策は取れないか。	<p>北海道受動喫煙防止条例においては、コンビニを含む第二種施設の屋外の場所に喫煙するための器具等を設置する場合に通行人等に配慮することや公園等の屋外の場所であって20歳未満の者や妊婦が主に利用する場所においては喫煙するための設備等を設置する場合は、病院等の第一種施設の敷地内で設置することが健康増進法で可能とされている特定屋外喫煙場所と同等の措置を取るよう努めることを求めています。いずれも、喫煙場所を設置する場合においての規定となっており、北海道受動喫煙防止条例に基づいて屋外における喫煙設備の撤去や喫煙を禁止することはできないものと考えております。</p> <p>健康増進法における、喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際に、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務及び施設等の管理権原者が喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する義務について、市民や施設管理権原者に引き続き周知してまいります。</p>	保健福祉局 保健所 健康企画課

(10) 交通安全 (警察署に関わるものは回答を求めませんが、警察の関係部局へつなげていただくようお願いします。)						
46	3	(10)	①	<p>月寒東1,2条12丁目、36号線から八紘学園を通過して北野通ゼビオ脇、ブランチ裏を通過して日本医療大学脇に抜ける道路、医療大学が開学して歩行者が多くなったが、歩道に電柱が出ていたりして安全に歩けない。36号線から北野通までの間の歩道、道路の整備を。</p>	<p>ご要望いただいた道路については、今後とも周辺の土地利用、施設配置の状況、それに伴う交通量の変化に注視してまいります。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
47	3	(10)	②	<p>西岡3条4丁目、羊ヶ丘通と水源地通の交差点、道路幅が広いため足の不自由な人が青信号の間に渡り切れません。足の不自由な人用の信号(押しボタン)を付けてください。</p>		<p>⇒豊平警察署へ</p>

(1) その他						
48	3	(11)	①	<p>豊平区役所前のバス停(環状通り)に1～2人用のベンチを設置して欲しい。高齢者にとってバスを待つ間もつらいので。</p>	<p>歩道上にベンチを設置するに当たっては、車イス利用者等のすれ違い通行に支障がないよう配慮する必要があり、ベンチ設置後の歩行スペースを確保することが必要となつてい</p> <p>ます。</p> <p>環状通の当該箇所につきましては、ベンチの設置により安全に通行するために必要な有効幅員を確保することが困難なため、ベンチを設置することができません。</p> <p>御理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>豊平区 市民部 総務企画課</p>
49	3	(11)	②	<p>天神山緑地、梅の実がたくさん落ちて</p> <p>いるが、活用する予定はないか。</p>	<p>天神山緑地の梅については、観賞用としているため実を収穫し活用するための栽培管理は行っておりません。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
50	3	(11)	③	<p>平岸1条11,12丁目の平岸自衛隊病院跡は商業施設の建設が始まり、今年中にも開業が予定されている。商業施設が開業すると出入りの車で周辺道路の混雑が予想されます。</p> <p>渋滞の原因となる右折入場の禁止や、駐車場が不足する場合には駐車場の増設など、必要に応じて事業者を指導願いたい。</p>		<p>⇒豊平警察署へ</p>